

秋山・学びの保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 育木会
所 在 地	千葉県松戸市秋山2丁目5番地1
電 話 番 号	047-710-8623
代 表 者 職 氏 名	理事長 安田 仁秀

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	秋山・学びの保育園
施 設 の 所 在 地	千葉県松戸市秋山2丁目5番地1
電 話 番 号	047-710-8623
施 設 長	向井 陽
受 入 年 齢	産休明け～小学校就学前
利 用 定 員	0歳児 6人 1・2歳児 24人 3歳以上児 45人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

秋山・学びの保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	493.61㎡
園舎の構造・規模	鉄骨造地上3階建て
園 舎 面 積	525.21㎡
園 庭 面 積	218.20㎡ ※屋上園庭

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	29.55 m ²	
ほふく室	1室	54.86 m ²	
保育室	4室	174.85 m ²	
医務室	1室	兼事務室	事務室内にスペースを設置
調理室	1室	31.05 m ²	
事務室	1室	21.97 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	10人以上	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士 調理員	3人	栄養管理、献立作成、給食調理
事務員	1人	事務
用務	1人	園内整備等

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります。）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

短時間認定の方は原則最大8時間まで利用可能です。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食及び副食の提供

3歳以上児に対しては、別途主食代・副食代を受領し、給食の提供を行います。

(3) 体育指導の実施

3歳児以上児クラスは、週に1回程度、体育指導を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。3歳児以上は無償。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、掲げる費用を御負担いただきます。（別表参照）
お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	まつもとこどもクリニック
医師名	松本 真輔先生
所在地	松戸市東松戸2-5-1
電話番号	047-388-4152

(2) 歯科

医療機関の名称	かたやま歯科クリニック
歯科医師名	嘉多山 俊先生
所在地	松戸市秋山2-2-3
電話番号	047-382-6030

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：よしだ耳鼻咽喉科 診療科：耳鼻咽喉科 所在地：松戸市東松戸3-1-2 1階 電話番号：047-330-8733
受診医療機関②	医療機関名：シャルムクリニック 診療科：皮膚科 所在地：松戸市秋山68-5 電話番号：047-710-7788
受診医療機関③	医療機関名：東松戸はなぞの眼科 診療科：眼科 所在地：松戸市東松戸2-3-2 電話番号：047-712-0015
受診医療機関④	医療機関名：菅原整形外科 診療科：整形外科 所在地：松戸市紙敷458 電話番号：047-312-7788
受診医療機関⑤	医療機関名：千葉西総合病院 診療科：内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 他 所在地：松戸市金ヶ作107-1 電話番号：047-384-8111
受診医療機関⑥	医療機関名：松戸市立総合医療センター 診療科：内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 他 所在地：松戸市上本郷4005番地 電話番号：047-363-2171

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・非常用電源 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有 ・毛布 有
緊急時の伝言方法	一斉メール配信サービスを用います。
避難場所	第一次避難場所 キラリ公園 第二次避難場所 松戸市立東部小学校

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 酒井 紀乃 ・苦情解決責任者 園長 向井 陽 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	磯谷 幸司	電話番号 090-8306-3496
		社会保険労務士
第三者委員	豊田 朗	電話番号 080-5498-4555
		会社役員
第三者委員	土井 雅美	電話番号 047-332-0581
		えがおの森保育園西船橋園 園長

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こどものほけん
保険の内容	対人賠償 あり
	対物賠償 あり

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	--------------------------------------

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの (保育短時間認定の方は、原則として一時利用のみとなります)	利用する延長保育時間 30分延長毎 月額 1500 円 一時利用 15分 / 250円
給食(食材)費	3歳以上の児童に提供する給食費を 実費で御負担いただくもの	月額 6,000 円
教材費	1歳～2歳児	800円程度(カラー帽子)
	3～5歳児	9,000円程度 (クレヨン、はさみ、粘土、体操服等)